

上富田町告示第137号

下記条例を公布する。

令和8年 9月18日

上富田町長 奥 田



記

1. 上富田町市ノ瀬財産区議会設置条例の一部を改正する条例

上富田町市ノ瀬財産区議会設置条例の一部を改正する条例

令和8年 9月17日
条 例 第 23 号

(上富田町市ノ瀬財産区議会設置条例の一部改正)

上富田町市ノ瀬財産区議会設置条例(昭和56年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第295条」を「第295条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。